

共生社会の実現に向けた 取組と課題

.....

認知症基本法・基本計画から読み解く
介護福祉士の役割

.....

「支える対象」から、
「ともに地域をつくる主体」へ。



公益社団法人
日本介護福祉士会
Japan Association of Certified Care Workers

公益社団法人 日本介護福祉士会 副会長 浅野 幸子

1 認知症基本法 ～共生社会を法律で位置付ける～

目的は「尊厳と希望を持って暮らすこと」＋「共生社会の実現」

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

令和6年（2024年）1月1日施行

“

法律の核心

認知症の人を含めた国民一人一人が、個性と能力を十分に発揮し、人格と個性を尊重しつつ支え合う社会をめざす。

7つの基本理念

人権、正しい理解、障壁の除去・意思表示・社会参加、切れ目ないサービス、家族等支援、研究と環境整備、総合的取組。

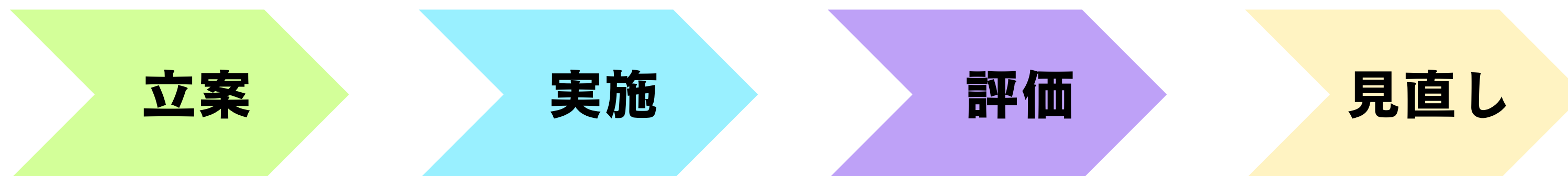
職能団体の視点

制度の目的を「現場の生活支援」に落とし込み、本人の意思・権利・尊厳を守る専門性として発信する。

”

2 ■ 認知症施策推進基本計画 ～法律を実行に移す設計図～

第1期は令和6年12月から令和11年度までのおおむね5年間



本人・家族等の参画を得て、施策を一緒につくる

12の基本的施策

理解促進、バリアフリー、社会参加、意思決定支援、医療・福祉提供体制、相談、研究、予防等。

重点目標

プロセス・アウトプット・アウトカムの指標を通じ、施策の進み方と効果を確認する。

地域での実装

都道府県・市町村が地域特性に応じて計画をつくり、多様な主体と連携して展開する。

職能団体の視点：現場の生活課題や意思決定支援の実態を、計画づくりと評価の場に届ける

3 ■ 基本方針 ～本人起点で、地域生活を継続できる社会へ～

基本計画の「基本的な方向性」を、現場で使える言葉に置き換える

理解を深める

誤解・偏見をなくし、
本人を一人の生活者として理解する

障壁を除く

環境・制度・関わり方の
バリアを見直す

本人の声・意思・尊厳

参加を支える

意思表示・社会参加・役割の
機会を確保する

参加を支える

医療・介護・地域資源が
つながり暮らしを継続する

職能団体の視点：理念を「研修・実践基準・地域提言」に変換する

4 ■ 新しい認知症観 ～できなくなる人ではなく、希望をもって暮らす人～

見方が変われば、支援の目的も、地域のつくり方も変わる

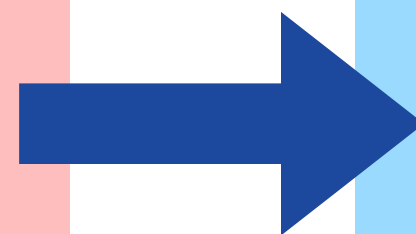
これまで残りやすかった見方

「何もできなくなる」
「危ないから管理する」
「本人より周囲が決める」



結果

意思が聴かれにくい
役割が失われる
孤立が深まる



新しい認知症観

認知症になっても、
できること・やりたいことがあり、
仲間とつながりながら、
自分らしい暮らしが続けられる。

職能団体の視点

本人の「できる力」と
「暮らしの希望」を見立て、
意思決定と参加を支援する

5 ■ 介護福祉士会の役割 ～生活支援の専門性で政策を現場化する～

職能団体だからこそ、制度・地域・現場をつなぐ発言ができる

1 実践

本人の尊厳・意思・生活歴を踏まえた認知症ケアを標準化する。

2 育成

ファーストステップ研修等を通じ、現場リーダーの認知症対応力を高める。

3 発信

「新しい認知症観」を専門職の言葉で地域・事業所・行政へ伝える。

4 提言

ソーシャルケアの展開、家族支援、権利擁護、連携上の課題を届ける。

「介護の質と認知症施策は
同時に高めると本人の権利
を同時に高める取組である」

6 取組と課題 ～共生社会を「実際に暮らせる地域」にするために～

介護福祉士会からの提言

取組①

新しい認知症観の普及

本人発信、研修、地域啓発を通じて「できること・やりたいこと」に着目する見方を広げる。

取組②

介護福祉士の専門性の可視化

意思決定支援、生活環境調整、家族支援、多職種連携を研修と実践報告で見える化する。

課題①

現場ではまだ管理・安全優先に偏りやすい

事故防止だけでなく、
本人の意思・役割・参加をどう支えるかという実践知の共有が必要。

課題②

制度・計画と現場実践の距離

自治体計画づくりに、生活支援の専門職が継続的に参画する仕組みが必要。

本人の声を起点に、介護福祉士の実践知を
地域計画・研修・事業所改善につなぐ